

【別冊】

砂利採取関係法令及び様式集

令和3年10月

鳥取県県土整備部治山砂防課

【別冊】

砂利採取関係法令及び様式集

第2編 砂利採取法及び同法施行規則

1	砂利採取法の体系	2
2	砂利採取法（昭和43年法律第74号）（抄）	5
	第1章 総則	6
	第1条（目的）	
	第2条（定義）	
	第2章 砂利採取業者の登録	6
	第3条（登録）	
	第4条（登録の申請）	
	第5条（登録及びその通知）	
	第6条（登録の拒否）	
	第8条（承継）	
	第9条（変更の届出）	
	第10条（廃止の届出）	
	第11条（登録の失効）	
	第12条（登録の取消等）	
	第13条（登録の削除）	
	第14条（業務主任者の義務等）	
	第15条（業務主任者試験等）	
	第3章 採取計画の認可等	9
	第16条（採取計画の認可）	
	第17条（採取計画に定めるべき事項）	
	第18条（認可の申請）	
	第19条（認可の基準）	
	第20条（変更の認可等）	
	第21条（遵守義務）	
	第22条（認可採取計画の変更命令）	
	第23条（緊急措置命令等）	
	第24条（廃止の届出）	
	第25条（認可の失効）	
	第26条（認可の取消等）	
	第27条（河川法との関係）	
	第28条（河川法の準用）	
	第4章 雑則	12
	第29条（標識の掲示）	
	第31条（認可の条件）	
	第32条（帳簿の記載）	
	第33条（報告の徴収）	
	第34条（立入検査等）	

- 第35条 (手数料)
- 第36条 (都道府県知事への通報等)
- 第37条 (市町村長の要請)
- 第38条 (聴聞の特例)
- 第39条 (不服申し立ての手續きにおける意見の聴取)
- 第40条 (裁定の申請)
- 第41条 (砂利採取業者に対する指導等)
- 第41条の2 (経済産業大臣の指示)
- 第42条 (適用除外)
- 第43条 (国等に対する適用)

第5章 罰則	15
第45条	
第46条	
第47条	
第48条	
3 砂利採取法施行令 (昭和46年政令第279号) (抄)	16
第1条 (違反行為者に対する措置命令)	
第2条 (報告の徴収)	
第5条 (権限の委任)	
第6条 (河川法施行令との関係)	
4 砂利採取業者の登録に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) (抄)	18
第2条 (登録の申請)	
第4条 (承継の届出)	
第5条 (登録事項変更の届出)	
第6条 (廃止の届出)	
第7条 (業務主任者の職務)	
第8条 (業務主任者試験)	
第14条 (合格証等の再交付の手續き)	
5 砂利の採取計画等に関する規則 (昭和43年通商産業省、建設省令第1号) (抄)	21
第2条 (採取計画に定めるべき事項)	
第3条 (認可の申請)	
第4条 (採取計画の変更の認可の申請)	
第5条 (氏名等の変更の届出)	
第6条 (廃止の届出)	
第7条 (標識の様式及び記載事項)	
第8条 (帳簿の記載)	
第9条 (報告)	
第11条 (関係市町村長への通報)	
第37条 (条例等に係る適用除外)	

第3編 鳥取県砂利採取条例及び同条例施行規則

1 鳥取県砂利採取条例	26
第1条 (目的)	
第2条 (定義)	
第3条 (県の責務)	
第4条 (砂利採取業者の責務)	
第5条 (採取認可の基準)	
第6条 (埋戻しの履行確保)	
第7条 (変更認可)	
第8条 (認可計画の不遵守等に対する指導監督)	
第9条	
第10条 (業務報告等)	
第11条 (認可状況の公表)	
第12条 (規則への委任)	
附則	
2 鳥取県砂利採取条例施行規則	32
第1条 (目的)	
第2条 (用語)	
第3条 (採取認可の申請書)	
第4条 (変更認可の申請)	
第5条 (埋戻し保証)	
第6条 (業務報告等)	
第7条 (認可状況の公表)	
第8条 (採取認可の基準)	
第9条 (委任)	
附則	

第4編 鳥取県砂利採取事務取扱要綱

1 鳥取県砂利採取事務取扱要綱	54
第1条 (目的)	
第2条 (用語)	
第3条 (砂利採取業の定義)	
第4条 (業者登録の申請)	
第5条 (砂利採取業者の登録)	
第6条 (事業の承継)	
第7条 (登録事項の変更の届出)	
第8条 (業者登録の廃止)	
第8条の2 (合格証等の再交付)	
第9条 (採取認可の申請)	
第10条 (採取計画認可台帳)	
第11条 (認可計画の変更)	
第12条	
第13条 (砂利採取の廃止)	
第14条 (砂利採取の協議)	
第15条 (申請書等作成要領)	
第16条 (業務に関する報告)	
第17条 (立入検査等)	
第18条 (措置命令)	
第19条 (措置命令不遵守への対応)	
第20条 (災害防止のための対応)	
第21条 (命令の報告等)	
附則	

第5編 各種様式集

1 砂利採取業者の登録等に関する規則様式集	83
登録省令様式第1 (砂利採取業者登録申請書)	
登録省令様式第3 (砂利採取業承継届書)	
登録省令様式第4の2 (砂利採取業者事業譲渡証明書)	
登録省令様式第5 (砂利採取業者相続同意証明書)	
登録省令様式第6 (砂利採取業者相続証明書)	
登録省令様式第6の2 (砂利採取業者承継証明書)	
登録省令様式第7 (登録事項変更届書)	
登録省令様式第8 (砂利採取業廃止届書)	
2 砂利の採取計画等に関する規則様式集	92
認可省令様式第3 (氏名等変更届書)	
認可省令様式第4 (砂利採取業廃止届書)	

第6編 その他参考資料

1 砂利採取業登録等申請に係る手数料	96
2 申請書等審査表	98
砂利採取業者登録申請審査表	
砂利採取業承継届審査表	
砂利採取業者登録事項変更届審査表	
砂利採取計画認可申請書審査表	
砂利採取計画認可申請書チェックリスト	

第2編 砂利採取法及び同法施行規則

1 砂利採取法の体系

第2編 砂利採取法及び同法施行規則

1 砂利採取法の体系

①総則 〔第1章〕	(1) 目的 (第1条) (2) 適用範囲 (第2条)	災害防止、砂利採取業の発達。 砂利採取業を行う者。
②業の規制 登録制度 〔第2章〕	(1) 登録権者 (第3条) (2) 登録の要件 (第6条) (3) 登録の拒否 (第6条) (4) 登録の取消 (第12条)	砂利採取業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事 砂利採取業務主任者試験に合格した者又はそれと同等以上の知識技能を有すると認定された者を事務所ごとに置いていること。 登録の拒否要件に該当する申請者は登録を拒否される 法律に違反した者等は登録を取り消される。
③行為の規制 採取計画の認可制度 〔第3章〕	(1) 認可権者 (第16条) (2) 採取計画記載事項 (第17条) (3) 認可基準 (第19条) (4) 採取計画の遵守義務 (第21条) (5) 認可の取消 (第26条)	採取場の所在地が河川区域等である場合は、河川管理者、その他の場合は都道府県知事。 採取場の所在地、面積、採取予定量、採取期間、災害防止方法。 他人に危害を与え、公共施設を損傷し、又はその他産業に損害を与える場合は認可しない。 認可を受けた採取計画に従って、砂利の採取を行わなければならない。 命令に違反した者、遵守義務に違反した者等は認可を取り消される。

④ 監督規定等
監督命令
〔第 3 章〕

(1) 採取計画の
変更命令
(第 22 条)

認可時と事情が変更したとき採取計画の変
更を命じる。

(2) 緊急措置命令
(第 23 条第 1 項)

緊急の必要があるとき必要な措置又は事業
の停止を命じる。

(3) 本法違反者に対す
る命令
(第 23 条第 2 項)

無登録、無認可、遵守違反者に対し必要な
措置を命ずる。

立入検査
〔第 4 章〕

(1) 立入検査
(第 34 条)

都道府県知事は職員を砂利採取場に立入検
査を行わせることができる。

⑤ その他所用の
規定
〔第 4 章〕

(1) 標識の掲示
(第 29 条)

採取場ごとに標識を掲示しなければならない。

(2) 帳簿の記載
(第 32 条)

帳簿に必要な事項を記載し、保存しなけれ
ばならない。

(3) 報告の義務
(第 33 条)

砂利採取業を行う者に対し、その業務に関
し報告をさせることができる。

(4) 手数料
(第 35 条)

申請等にあたっては必要な金額の手数料を
納めなければならない。

(5) 砂利採取業者に対
する指導等
(第 41 条)

国及び地方公共団体の関係機関は、砂利採
取業者に対し、砂利採取業者に対し、砂利
の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取
業の健全な発達を図るために必要な指導及
び助言に努めるものとする。

(6) 通商産業大臣
の指示
(第 41 条の 2)

経済産業大臣は、砂利の採取に伴う災害の
防止のため必要があると認めるときは、都
道府県知事に対し、この法律の規定により
都道府県知事が行う事務のうち政令で定め
るものに関し、砂利の採取に伴う災害の防
止のために必要な指示をすることができる。

2 砂利採取法 (抄)

2 砂利採取法（昭和43年法律第74号）（抄）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行なう事業をいう。

第2章 砂利採取業者の登録

（登録）

第3条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第4条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名
 - 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録及びその通知）

第5条 都道府県知事は、第3条の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を砂利採取業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第6条 都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第7号において「暴力団員等」という。)

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ 砂利採取業務主任者試験(以下「業務主任者試験」という。)に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第8条 砂利採取業者がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第6条第1項第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第9条 砂利採取業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第10条 砂利採取業者は、その登録に係る都道府県の区域内において砂利採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

(登録の失効)

第11条 砂利採取業者が、その登録に係る都道府県の区域内においてその砂利採取業を廃止したときは、その者に係る第3条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第12条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第6条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第6条第1項第6号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第16条の規定に違反したとき。

- 五 第26条の規定による認可の取消しを受けたとき。
- 六 不正の手段により第3条の登録を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第13条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(業務主任者の義務等)

第14条 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

- 2 砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(業務主任者試験等)

第15条 業務主任者試験は、砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

- 2 業務主任者試験及び第6条第1項第6号ロの規定による認定の実施に関する細目は、経済産業省令で定める。

第3章 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第16条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第28条第2項を除く。）及び第43条において同じ。）
- 二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。）、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第7条に規定する河川管理者（同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定により、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

(採取計画に定めるべき事項)

第17条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 砂利採取場の区域
- 二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項

(認可の申請)

第18条 第16条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録の年月日及び登録番号
 - 三 採取計画
- 2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第20条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を

その認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、第18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。

(遵守義務)

第21条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画（前条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に従つて砂利の採取を行なわなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第22条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第23条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第3条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第24条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

(認可の失効)

第25条 第16条の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したとき又は第12条第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した砂利採取場に係る第16条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の砂利採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第26条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

一 第21条の規定に違反したとき。

二 第22条又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。

三 第31条第1項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第16条の認可を受けたとき。

(河川法との関係)

第27条 その区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第16条の認可又は第20条第1項若しくは第2項の規定による変更の認可若しくは届出があつたときは、当該認可採取計画に基づいて行う工作物の新築、土地の掘削そ

の他の行為であつて河川法第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項又は第58条の4第1項の許可を要するものについて、これらの許可があつたものとみなす。

- 2 前項の規定により認可採取計画に基づいて行う行為についてあつたものとみなされた河川法第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項又は第58条の4第1項の許可に基づく地位は、同法第33条第1項又は第2項（同法第55条第2項及び第58条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第8条の規定により当該認可採取計画に係る砂利採取業者の地位が承継される場合に限り、当該承継者が承継する。
- 3 第16条の認可がその効力を失つたときは、第1項の規定により当該認可採取計画に基づいて行う行為についてあつたものとみなされた河川法第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項又は第58条の4第1項の許可は、その効力を失う。

（河川法の準用）

- 第28条 河川法第15条の規定は、河川管理者がその区域の全部又は一部が同法第5条第1項の2級河川の河川区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第16条の認可又は第20条第1項の規定による変更の認可をする場合に準用する。
- 2 河川法第35条第2項及び第36条第5項の規定は、河川管理者（都道府県知事及び指定都市の長を除く。）が第16条の認可又は第20条第1項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

第4章 雑 則

(標識の掲示)

第29条 砂利採取業者は、第16条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(認可の条件)

第31条 第16条の認可(第20条第1項の規定による変更の認可を含む。)には、条件を附することができる。

- 2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第32条 砂利採取業者は、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第33条 経済産業大臣、都道府県知事、指定都市の長又は国土交通大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、砂利採取業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第34条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行なう者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域(指定都市の区域及び河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域(河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第35条 次の各号に掲げる者(第1号及び第2号については、河川管理者(都道府県知事及び指定都市の長を除く。)が行う認可を受けようとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第16条の認可を受けようとする者

- 二 第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者
- 三 第30条第2項において準用する採石法第34条第2項の規定による決定の申請をする者

(都道府県知事への通報等)

- 第36条 指定都市の長は、当該指定都市の区域において砂利採取業者が第16条(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反していると認めるとき、又は第26条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。
- 2 河川管理者(都道府県知事を除く。)は、河川区域等の区域において砂利採取業者が第16条(第2号に係る部分に限る。)の規定に違反していると認めるとき、又は第26条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であつて当該河川区域等の区域を管轄するものに通報しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第12条第1項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画であつて当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域又は河川区域等の区域に係るものについて第16条の認可をした指定都市の長又は河川管理者(都道府県知事を除く。)に通報しなければならない。
 - 4 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請又は第20条第1項の規定による変更の認可の申請(経済産業省令、国土交通省令で定めるものに限る。)があつたときは、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。これらの申請について認可又は不認可の処分をしたときも、同様とする。

(市町村長の要請)

- 第37条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。
- 2 都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第22条の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(聴聞の特例)

- 第38条 都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、第12条第1項又は第26条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 第12条第1項又は第26条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(審査請求の手続における意見の聴取)

- 第39条 この法律の規定による処分(第30条第2項において準用する採石法第34条第2項の決定を除く。)又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第11条第2項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
- 2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第2項から第5項までの規定を準用する。

(裁定の申請)

- 第40条 第16条、第20条第1項又は第22条の規定による処分（河川管理者が行ったものを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。
- 2 行政不服審査法第22条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(砂利採取業者に対する指導等)

- 第41条 国及び地方公共団体の関係行政機関は、砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。
- 2 河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定により砂利の採取に係る許可をし、その許可を取り消し、その許可の効力を停止し、又はその許可の条件を変更するに当たっては、当該行政庁は、河川等の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれをするものとする。

(経済産業大臣の指示)

- 第41条の2 経済産業大臣は、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う事務のうち政令で定めるものに関し、砂利の採取に伴う災害の防止のために必要な指示をすることができる。

(適用除外)

- 第42条 この法律の規定は、砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがない業態の砂利採取業であつて政令で定めるものを行なう者については、適用しない。
- 2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(国等に対する適用)

- 第43条 この法律の規定は、第2章、第35条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、砂利採取業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事又は河川管理者との協議が成立することをもつて第16条の認可又は第20条第1項の規定による変更の認可があつたものとみなす。

第5章 罰 則

第45条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条の規定に違反して砂利採取業を行なった者
- 二 第12条第1項、第23条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による命令に違反した者
- 三 第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第32条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第34条第1項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第48条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- 一 第8条第2項、第10条、第20条第3項又は第24条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第29条の規定に違反した者

3 砂利採取法施行令（抄）

3 砂利採取法施行令 (昭和43年政令第241号) (抄)

(違反行為者に対する措置命令)

第1条 砂利採取法(以下「法」という。)第23条第2項の規定により、都道府県知事は当該都道府県の区域において法第3条の規定に違反して砂利採取業を行つた者又は当該区域(指定都市の区域及び河川区域等を除く。)において法第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区域(河川区域等を除く。)において法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、河川管理者は河川区域等の区域において法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、法第23条第2項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第2条 法第33条の規定により、経済産業大臣は砂利採取業を行う者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域(指定都市の区域及び河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区域(河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は河川管理者は河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者に対し、同条に規定する報告をさせることができる。

(権限の委任)

第5条 法第33条、第34条第1項及び第41条の2の規定に基づく経済産業大臣の権限は、経済産業局長が行うものとする。ただし、法第33条及び第34条第1項の規定に基づく権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。
2 法第33条及び第34条第4項の規定に基づく国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(河川法施行令との関係)

第6条 その区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある砂利採取場に係る採取計画について法第16条の認可又は法第20条第1項若しくは第2項の規定による変更の認可若しくは届出があつたときは、当該認可採取計画に基づいて行なう行為であつて河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の許可を要するものについて、同項の許可があつたものとみなす。
2 前項の規定により認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法施行令第16条の8第1項の許可に基づく地位は、同令第16条の9第1項又は第2項の規定にかかわらず、法第8条の規定により当該認可採取計画に係る砂利採取業者の地位が承継される場合に限り、当該承継者が承継する。
3 法第16条の認可がその効力を失つたときは、第1項の規定により当該認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法施行令第16条の8第1項の許可は、その効力を失う。

4 砂利採取業の登録等に関する規則 (抄)

4 砂利採取業者の登録に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) (抄)

(登録の申請)

- 第2条 法第4条第1項の規定により法第3条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合にあつては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第1による申請書を提出しなければならない。
- 2 法第4条第2項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 前項の登録を受けようとする者(以下本項において「申請者」という。)が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第6条第1項第6号の規定による認定を受けた者であることを証する書面
 - 三 事務所に置く業務主任者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
 - 四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。)であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票(都道府県知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定により、当該業務主任者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。)
 - 五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
 - 六 申請者(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面

(承継の届出)

- 第4条 法第8条第2項の規定により砂利採取業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第3による届書を提出しなければならない。
- 2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。
- 一 法第8条第1項の規定により砂利採取業者の事業の全部を譲り受けて砂利採取業者の地位を承継した者にあつては、様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
 - 二 法第8条第1項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第5による書面及び戸籍謄本
 - 三 法第8条第1項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第6による書面及び戸籍謄本
 - 四 法第8条第1項の規定により合併により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
 - 五 法第8条第1項の規定により分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書
 - 六 承継者が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面
 - 七 承継者(承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)の生年月日を証する書面

(登録事項の変更の届出)

- 第5条 法第9条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第7による届書を法第3条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係る

ものであるときは、それらの者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面及び第2条第2項第6号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、同項第2号から第4号まで及び第6号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添附しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 法第10条の規定により砂利採取業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第3条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

（業務主任者の職務）

第7条 法第14条第1項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 砂利採取場において、認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督すること。
- 三 砂利の採取に従事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第32条の帳簿の記載及び法第33条の報告について監督すること。
- 五 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

（業務主任者試験）

第8条 法第15条第2項の規定による業務主任者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務主任者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

（合格証等の再交付の手續）

第14条 第11条の合格証または前条の認定証をよごし、損じまたは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの）を添附して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

5 砂利の採取計画等に関する規則（抄）

5 砂利の採取計画等に関する規則

(昭和43年通商産業省、建設省令第1号)(抄)

(採取計画に定めるべき事項)

第2条 法第17条第5号の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項とする。

(認可の申請)

- 第3条 法第18条第1項の規定により法第16条の認可の申請をしようとする者は、様式第1による申請書を都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第4条から第6条まで及び第11条において同じ。)又は河川管理者に提出しなければならない。
- 2 法第18条第2項の経済産業省令、国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 砂利採取場の位置を示す縮尺五万分の一の地図
 - 二 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - 三 掘さく又は切土に係る土地の実測平面図
 - 四 掘さく又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
 - 五 法第3条の登録を受けていることを示す書面
 - 六 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名ならびに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従つて砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
 - 七 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - 八 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - 九 砂利採取場において土地の掘さく又は切土に係る跡地の埋めもどしを行う場合にあつては、埋めもどしのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面
 - 十 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面
 - 十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

(採取計画の変更の認可の申請)

- 第4条 法第20条第1項の規定により法第16条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第2による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。
- 3 法第20条第1項ただし書きの経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 法第16条第1号の都道府県知事が同条の認可をした場合 当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たな災害が発生するおそれがないとその認可をした都道府県知事が認めるもの。
 - 二 法第16条第2号の河川管理者が同条の認可をした場合 当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たな災害が発生するおそれがないとその認可をした河川管理者が認めるもの。
- 4 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、同項第一号の変更に係る採

取計画の認可をした都道府県（砂利採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市）又は同項第2号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県（砂利採取場の所在地が河川法第9条第5項又は第10条第2項の規定に基づき指定都市の長が管理を行う一級河川又は二級河川の区間内である場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市）の条例、規則その他の定めで定めることができる。

- 5 法第20条第2項の規定により法第16条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第2の2による届書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。
- 6 前項の届書には、前条第2項各号に掲げる書類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第5条 法第20条第3項の規定により法第18条第1項第1号または第2号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第3による届書を法第16条の認可をした都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 法第24条の規定により法第16条の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の廃止の届出をしようとする者は、様式第4による届書を当該認可をした都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

第7条 法第29条の規定により砂利採取業者が掲げる標識は、様式第5によるものとする。

2 法第29条の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
- 三 登録年月日及び登録番号
- 四 当該砂利採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
- 五 採取をする砂利の種類、数量及びその採取の期間
- 六 掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ
- 七 砂利の採取のための機械の種類及び数
- 八 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- 九 業務主任者の氏名

（帳簿の記載）

第8条 法第32条の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 砂利採取場ごとの一日当たりの砂利の採取実績
 - 二 業務主任者が当該砂利採取場において砂利の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
 - 三 砂利の採取のために除去した土等の処理、汚濁水の処理及び採取跡の埋めもどしその他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
 - 四 砂利の採取に伴う災害が発生した場合にあつては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第32条に規定する帳簿への記載に代えることができる。この場合において、砂利採取業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 砂利採取業者は、砂利採取場を管理する事務所ごとに帳簿（前項の規定による記録が

行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を備え、記載(ファイル又は磁気ディスクにあつては、記録)の日から2年間保存しなければならない。

(報告)

第9条 砂利採取業者は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 砂利採取業を行う国又は地方公共団体は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

3 河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者(国または地方公共団体を含む。)は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに当該河川区域等の区域の存する地域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(関係市町村長への通報)

第11条 法第36条第4項の規定により、都道府県知事又は河川管理者は、法第20条第1項の規定による変更の認可の申請が次の各号の1に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。

一 採取をする砂利の数量の増加

二 砂利の採取の期間の延長

2 法第36条第4項の通報は、法第16条の認可の申請に係るものにあつては当該申請書ならびに第3条第2項第1号、第2号および第10号の書類の写しを、法第20条第1項の変更の認可の申請に係るものにあつては当該変更の認可の申請書ならびに第3条第2項第1号、第2号および第10号の書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とするものの写しをそれぞれ添附して行なうものとする。

(条例等に係る適用除外)

第37条 第3条第1項、第4条から第6条まで、第10条及び第34条(都道府県知事(河川管理者である場合を含む。)及び指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第3編 鳥取県砂利採取条例及び同条例施行規則

1 鳥取県砂利採取条例

鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号)

(目的)

第1条 この条例は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号）に定めるもののほか、砂利採取業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって砂利採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利採取 法第2条に規定する砂利の採取をいう。
- (2) 砂利採取業 法第2条に規定する砂利採取業をいう。
- (3) 業者登録 法第3条の登録をいう。
- (4) 砂利採取業者 法第6条第1項第3号に規定する砂利採取業者をいう。
- (5) 採取認可 法第16条の認可をいう。
- (6) 認可計画 法第21条に規定する認可採取計画をいう。
- (7) 掘削区域 認可計画において砂利採取のために掘削をすることとされた区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、砂利採取に関係する法令、この条例及び砂利採取に関するその他の規程（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、砂利採取業者に対して適切な指導監督を行い、砂利採取に伴う災害を防止するとともに、砂利採取業の健全な発達に資するものとする。

(砂利採取業者の責務)

第4条 砂利採取業者は、関係規程を誠実に遵守し、砂利採取に伴う災害を防止しなければならない。

(採取認可の基準)

第5条 知事は、砂利採取業者から法第18条第1項の規定による申請（以下「認可申請」という。）があったときは、法第17条に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採取認可をするものとする。

2 前項の審査は、法第19条及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。

(埋戻しの履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした砂利採取業者が次に掲げる条件に適合し、砂利採取の跡地の埋戻し（以下「埋戻し」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採取認可をしないものとする。

- (1) 当該砂利採取業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の法第16条に規定する砂利採取場（以下単に「砂利採取場」という。）の中に、埋戻しを完了していないものが2箇所以上ないこと。
- (2) 当該砂利採取業者が埋戻しを適切に行わないときは、本人に代わって埋戻しを行うことについての他者の保証（規則で定めるものに限る。）を受けていること。

(変更認可)

第7条 砂利採取業者は、法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が砂利採取の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の1月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の1月前までに、知事に申請しなければならない。

2 法第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (2) 砂利採取場の面積の減少
- (3) 採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少
- (4) 採取の期間の短縮
- (5) 採掘又は切土をする土地の面積又は深さの減少

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、砂利採取業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（次条第3号又は第4号に該当するときを除く。）は、必要に応じて、当該砂利採取業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を受けた砂利採取業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、砂利採取業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする。

第9条 知事は、砂利採取業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該砂利採取業を行う者に対して、法第23条第2項の規定に基づき、砂利採取に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

- (1) 業者登録を受けずに砂利採取を行ったとき。
- (2) 採取認可を受けずに砂利採取を行ったとき。
- (3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて砂利採取を行ったとき。
- (4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の4の項に定める事項を遵守しないで砂利採取を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。
- (5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。
- (6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

(業務報告等)

第10条 砂利採取業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定期的に知事に報告しなければならない。

- (1) 砂利採取場ごとの砂利採取の実施状況
- (2) 砂利採取場ごとの採取した砂利により生産した製品の出荷状況
- (3) 砂利採取場ごとの埋戻しの実施状況
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該砂利採取業者の事務所及び砂利採取場（以下「採取場等」という。）について、当該職員に法第34条第2項の規定に基づく立入り、検査又は質問（以下「立入検査」という。）を行わせるものとする。

3 知事は、第1項の報告が提出されない場合は、同項各号に掲げる事項を確認するため、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

4 知事は、砂利採取業者から法第10条の規定による届出又は法第24条の規定による届出（以下「廃止等届」という。）が提出された場合において、必要があると認めるときは、採取場等について、当該

職員に立入検査を行わせるものとする。

- 5 知事は、砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなるにもかかわらず、廃止等届を提出しないときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。
- 6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなることが確認されたときは、速やかに、法第13条の規定に基づきその業者登録を消除し、又は当該砂利採取業者に対して法第23条第2項の規定に基づき災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

(認可状況の公表)

第11条 知事は、採取認可（法第20条第1項の規定による変更の認可を含む。）を行ったときは、速やかに公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる認可申請及び法第20条第1項の認可計画の変更の申請について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月4日から施行する。

別表（第5条関係）

採 取 認 可 の 基 準

項 目	基 準
1 砂利採取場の区域	(1) 砂利採取場の区域が、規則で定める図面等により正しく表示されていること。 (2) 砂利採取場の区域が、採取をする砂利の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。 (3) 砂利採取場の区域と隣接地との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間	(1) 採取をする砂利の種類が、砂利の賦存状況に応じて適切なものであること。 (2) 採取をする砂利の数量が、砂利の賦存量、砂利採取のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。 (3) 採取の期間は、知事が特に必要と認める場合を除き、1年を超えないものとし、採取をする砂利の数量に応じ、砂利採取及び跡地の埋戻しが適切に行えるものであること。

<p>3 砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項</p>	<p>砂利採取の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取をする砂利の数量、採取の期間及び掘削区域の面積その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p>
<p>4 砂利採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項</p>	<p>(1) 除去をした表土（風化物、樹木等の表土に附随して除去することが必要なものを含む。以下同じ。）の処理方法、採取をした砂利の管理方法、保安距離（隣接地との境界から掘削区域までの間に確保する水平距離をいう。以下同じ。）、土砂崩れ及び飛砂防止方法等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 砂利採取場の区域内に関係者以外は容易に進入できないよう、柵その他の規則で定める進入防止の措置を行うこと。</p> <p>イ 除去をした表土又は採取をした砂利を砂利採取場の区域内に堆積するときは、かん止堤その他知事が適当と認める設備を設け、当該土砂が隣接地に流出しないよう管理するとともに、その飛散を防止するため、散水その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ウ 掘削をする深さは、安定した勾配を確保して災害防止を図るため、砂利の堆積の深さ等に応じて15メートル以内で規則で定める深さ以内とし、砂利の種類等に応じて規則で定める深さに達したごとに小段を設けることその他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>エ 掘削をする勾配は、土砂崩れの防止等のため、砂利の種類等に応じて水平面に対し25度から45度までの範囲内で規則で定める角度以内とすること。</p> <p>オ 掘削をする勾配を確認するための設備を設置すること。</p> <p>カ 保安距離は、掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて2メートル以上で規則で定める距離以上とすること。</p> <p>キ 飛砂等を防止するため、金網その他の知事が適当と認める施設を設置すること。</p> <p>ク 騒音による人家への影響を防ぐため、騒音を発生する機械又は設備の使用時間の限定、騒音を防止する装置の設置その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ケ 砂利採取場から泥土を出さないよう、出入口付近に洗車場その他知事が適当と認める設備を設けるとともに、砂利採取場の近隣の公道その他の通路について、散水、清掃その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>(2) 汚濁水、泥土等の砂利採取場の区域外への流出を防ぐため、沈殿池等の汚濁水を処理する施設の設置、当該施設による処理方法、地下水、井戸等への悪影響を防止する方法その他知事が必要</p>

	<p>と認める事項が、適切に定められていること。</p> <p>(3) 埋戻しについて、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 埋戻しは、産業廃棄物に関する法令等に違反しない埋戻しに適した土砂等であって、所有者が契約書等で確認できるものを用いて行うこと。</p> <p>イ 砂利採取場が農地である場合においては、その機能を適切に維持するため、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>(ア) 埋戻し後の排水を確保するため、作物の作付状況等の土地の状況に配慮し、透水層の設置その他の規則で定める措置を行うこと。</p> <p>(イ) 掘削前の表土その他の規則で定める適切な土砂を用いて、農地としての機能を維持するために必要な上層の深さを確保すること。</p>
<p>5. 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項</p>	<p>砂利採取場の周辺道路の汚損及び出入りする車両による事故を防ぐため、区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法、搬出をする車両が当該区域外に出るときに配慮すべき事項その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p>

2 鳥取県砂利採取条例施行規則

鳥取県砂利採取条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採取認可の申請書)

第3条 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第18条第1項の申請書は、採取計画認可申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更認可の申請等)

第4条 法第20条第1項の規定による申請は、認可計画変更認可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届出書（様式第2号の2）を提出して行うものとする。

(埋戻し保証)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（以前に埋戻し保証を履行しなかったこと、破産手続開始の原因となる事実のあること等により、埋戻し保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき鳥取県知事の認可を受けて設立された同法第3条に規定する中小企業等協同組合で、当該組合に属する砂利採取業者のために必要な同法第9条の2第1項各号に掲げる事業を行うもの

(2) 公益財団法人鳥取県建設技術センター

(3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 埋戻し保証の内容は、砂利採取場の砂利の採取後の埋戻しとする。

3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した契約書の写しその他の埋戻し保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告（以下「業務報告」という。）は、砂利採取業者が採取認可を受けた日及び前回の業務報告をした日からそれぞれ3月を経過した日の属する月の末日現在の業務の状況について、その翌月の1日から10日までの日（10日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日（以下「平日」という。）とする。）に行わなければならない。

2 砂利採取場が農地であるときは、前項に定めるところによるほか、次に掲げる状況となった日現在の状況についての業務報告を、その日から10日を経過する日までに行わなければならない。

(1) 現に受けている採取認可に係る掘削を完了したとき。

(2) 地下水位線（当該砂利採取場において湧出した地下水等の水面と当該砂利採取場の掘削に係るのり面が交わる線をいう。以下同じ。）まで埋戻しを終了したとき。

(3) 地下水位線の上部の条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)に規定する上層との境界線（以下「上層線」という。）までの埋戻しを終了し、その段階における当該埋戻しの表面において、当該砂利採取場における排水を確保するために透水性のある土砂で埋戻しをすべき溝（以下「透水溝」という。）の開削を終了したとき。

(4) 埋戻しを完了したとき。

3 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第3号）を提出して行うものとする。

（認可状況の公表）

第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

（採取認可の基準）

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 知事は、次に掲げる場合において、採取の期間が1年以下では砂利採取及び跡地の埋戻しを適切に行うことができないと認めるときは、このために必要な期間（月単位とする。）を1年に加えた期間を採取の期間として採取認可をすることができる。

(1) 採取に係る面積が1ヘクタールを超えるとき。

(2) 地下水位が高いため、跡地の埋戻しに当たり地盤を強化する必要があり、これに期間を要するとき。

(3) 埋戻しを12月から翌年3月までの間に行わなければならないとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、当該各号に掲げる事由と同等の事由があると認められるとき。

4 条例別表の3の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利採取施工計画（様式第4号）に記載するものとする。

5 条例別表の4の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画（様式第5号）に記載するものとする。

6 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示した板その他の知事が適当と認めるものの設置とする。

7 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の堆積の深さ等に応じて規則で定める深さは、次の表の砂利の堆積の深さ等の区分に応じ、それぞれ同表の深さの欄に定める深さとする。

砂利の堆積の深さ等		深さ
1 農地に堆積する場合	(1) 砂利の堆積が10メートル以上であると確認されているとき。	15メートル
	(2) (1)以外のとき。	10メートル
2 農地以外に堆積する場合		15メートル

8 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のウの砂利の種類等に応じて規則で定める深さは、5メートルとする。ただし、当該砂利採取場において地下水等が湧出するときは、その水面上0.5メートルの位置で幅2メートル以上の小段を設けるものとする。

9 条例別表の4の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の砂利の種類等の区分に応じ、角度の欄に定める角度とする。ただし、地下水等が湧出する場合において、その水面下となる部分については、砂利の種類等を問わず、27度とする。

砂利の種類等		角度
1 砂		34度
2 堅くしまった砂利		45度

3	堅くしまっていない砂利	40度	
4	堅くしまった土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	45度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	34度
5	堅くしまっていない土	(1) 高さ5メートルまでの掘削面	34度
		(2) 高さ5メートル以上の掘削面	27度

- 10 条例別表の4の項の基準の欄の(1)の方の規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の区分に応じ、距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1号に規定する道路、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	5メートルから10メートルまでの範囲内で防災上必要と認める距離
2 1の道路以外の道及び1の河川以外の水路が存するとき。	3メートル
3 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	宅地、墓地等との境界から5メートル、かつ、構築物の先端から10メートル
4 1から3までに該当しないとき。	2メートル

- 11 条例別表の4の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画（様式第6号）に記載するものとする。
- 12 条例別表の4の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、採取跡地埋戻計画（様式第7号）に記載するものとする。
- 13 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(ア)の規則で定める措置は、次のいずれかの措置とする。
- (1) 透水溝を掘削し、これを透水性のある土砂で埋め戻して、透水層を設置すること。
 - (2) 認可申請をした砂利採取業者が定めた埋戻し後の排水を確保する措置で、知事が適当と認めるもの
- 14 条例別表の4の項の基準の欄の(3)のイの(イ)の規則で定める土砂は、掘削前の表土、耕作に適した微細な土砂その他の知事が適切と認める土砂とする。
- 15 条例別表の5の項の基準の欄に掲げる事項は、砂利運搬計画（様式第8号）に記載するものとする。

(委任)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第90号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第17号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第94号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第59号）

この規則は、平成24年8月7日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）抄
（施行期日）

1. この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第19号）抄
（施行期日）

1. この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第7号）抄
（施行期日）

1. この規則は、令和元年7月4日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

採取計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域	所在地	
	砂利採取場の面積	m ²
	掘削区域の面積	m ²
	境界の明示方法	
	区域明示のための図面等	別添のとおり
2 採取をする砂利の種類及び数量	種類	数量 m ³
	種類	数量 m ³
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	砂利採取施工計画	別添のとおり
	掘削勾配を確認するための設備	
5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり
	汚濁水等処理計画	別添のとおり
	採取跡地埋戻計画	別添のとおり
6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項	砂利運搬計画	別添のとおり

注

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、砂利採取場の区域、砂利採取場内の選別、洗浄、騒音等防止のための施設、沈殿池、製品の堆積場等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「砂利採取施工計画」は、工程（表土除去、掘削、選別及び洗浄、埋戻し）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類、能力及び掘削をする土地の面積、掘削勾配、深さ、確保すべき保全距離等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、除去した表土等の処理方法、採取した砂利の管理の方法、掘削時の土砂崩れ、飛砂等の防止の方法及び廃土石の処理方法等を記載すること。
- 5 「汚濁水等処理計画」は、砂利の採取により発生した汚濁水及び汚泥の処理方法、処理施設等を記載すること。
- 6 「採取跡地埋戻し計画」は、埋戻し土砂等の種類、確保の方法、埋戻し工程、埋戻しの履行の確保のための保証措置等を記載すること。
- 7 「砂利運搬計画」は、砂利採取場の区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法及び設備、砂利を搬出する車両が砂利採取場の区域外に出るときに配慮すべき事項等を記載すること。

添付書類 知事が必要と認める書類

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採取場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な砂利採取法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第2号の2（第4条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

認可計画軽微変更届出書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

登録年月日及び登録番号

電話番号

砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採取場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 認可計画の複数の項目を変更する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 4 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 2 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等があった場合は、当該変更後の図面、計画等

業 務 状 況 報 告 書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県砂利採取条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容					
1 砂利採取場の 所在地等	所在地	(面積 m ²)				
	認可内容	期間	年 月 日から			年 月 日まで
		番号				数量
2 砂利採取状況	現在の工程	表土除去・掘削・選別及び洗浄・埋戻し				
3 産出品目及び 採取実績	品 目	砂 利	砂	玉 石	玉石碎石	合 計
	3月計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	累 計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
4 埋戻しの実施 状況	埋戻し工程の区分			次 の 作 業 の 時 期		
	最深部まで掘削終了			土砂等の埋戻し	年 月 日	
	地下水位線まで埋戻し終了			透水溝開削開始	年 月 日	
	上層線まで埋戻し終了・透 水溝の開削終了			表土埋戻し開始	年 月 日	
	埋戻し完了			完了報告予定	年 月 日	
5 災害の発生の 有無、災害の内 内容及びこれに対 して講じた措置						
6 砂利の採取に 当たって障害と なった事項						

注

- 1 埋戻しの経過に基づき報告する際には、項目1の内容の欄の砂利採取場の所在地及び項目4の内容の欄のすべてについてのみ記載すること。
- 2 「砂利採取状況」欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。
- 3 「埋戻しの実施状況」の次の作業の時期の欄には、埋戻しの工程の区分に応じ、当該区分の作業が終了しているときは実施した時期を、報告後作業を行うときは実施予定時期を記載すること。

添付書類

- 1 産出品目及び報告前3月の砂利の採取実績に関し、1日当たりの採取実績を明確にする書類
- 2 砂利採取施工計画（様式第4号）のその2（報告時点までの実績を記載すること。）
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに砂利の採取に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

様式第4号 (第8条関係)

砂利採取施設工事計画

その1

工程	表	年	月	年	月	掘	年	月	年	月	削	年	月	年	月	選	年	月	年	月	埋	年	月	年	月	し
工期																										
掘削する土地の面積及び数量			m ²								m ²															
掘削勾配						水面より上 水面下					度 度															
深さ						最深部					m															
確保すべき保安距離											m m m m															
設備その他の施設																										
使用する機械	名称																									
	能力																									
	台数																									
	名称																									
	能力																									
	台数																									

注

- 1 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに合理的に遵守すべき具体的な基準を示すこと。
- 2 「工期」欄は、その土地の面積及び数量の採取計画の認可申請において面積又は数量を平方メートル単位とし、月単位で記載すること。
- 3 「掘削する土地の面積及び数量」欄は、掘削する土地の面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。また、数量については、日々の採取量の積み重ねによるものであり、申請書の記載事項と異なることを留意すること。
- 4 「掘削回数」及び「深さ」欄は、採取量の確保に必要となる掘削回数及び深さを記載すること。
- 5 「設備する機械」欄は、採取場の掘削作業に使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。
- 6 「使用する機械」欄は、採取場の掘削作業に使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合は、別紙を用いること。
- 7 この2は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。

添付書類

- 1 各工程における作業が並行して行われるときは、それぞれの作業の流れ及びつながりを明らかにする資料
- 2 各工事が必要と認める書類

	処理、管理、防止等の方法									
砂利の採取区域の区分	陸・山・河川・海・その他()									
砂利の賦存の状況	試掘・溝の切り開き・その他()									
砂利の賦存の状況確認	必要(許可済) 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み) ・ 不要									
農地法の転用許可	必要(許可済) 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み) ・ 不要									
森林法の林地開発許可	柵・境界表示板・危険区域表示板・その他()									
進入防止措置	手堀・機械堀・その他()									
除去をした表土等の処理	除去した表土の処理方法 埋戻しに利用(表土埋戻し用・その他埋戻し用)・販売処理・その他処分による処理									
	処理形態 場内一時保管・砂利採取場外へ搬出(場所:)									
	隣接地の侵食防止の措置 築堤・板囲い・土留め・その他の措置()									
採取をした砂利の管理	管理形態	場内一時保管・直接販売搬出		防炎上の措置						
	管理期間	場外へ搬出し仮置(場所:)		築堤・板囲い		土留め				
	管理環境	道路・河川等公共施設		有・無		住宅		有・無		
掘削をする深さ等	砂利の堆積の深さ									
	砂利の採取を行う土地の用途 農地(畑地(作物の種類))・その他(作物の種類)) その他()									
掘削時の土砂崩れの防止措置	掘削をする深さ(最深部) m									
	小段の設置: 有() mごと、幅 m)・無 地下水位: 有(最深部から m、地面から m)・無									
	砂利の種類等 砂・堅くしまった砂利・堅くしまっていない砂利・堅くしまった土・堅くしまっていない土									
	掘削勾配 度(水面下 度) 勾配の確認 丁張り・その他()									
	掘削時の小段 小段の幅 m以上 : 設ける小段の高低差 m以内									
	排水措置 排水ポンプ 台(能力: 1台目 : 2台目)									
掘削終了後の形状	その他の措置 築堤・板囲い・土留め・その他の措置()									
	掘削終了後の形状 窪地(埋戻し必要)・平地(埋戻しが必要・不要(理由))・整地のみ) ・のり面(崩落防止等防災措置 緑化・金網の設置・土えん堤・その他()									

		措置等の内容					
採取場内	想定降雨量	mm/時間 (年確率)	集水面積	流出量	処理能力	構造	
放流先水路	想定降雨量	mm/時間 (年確率)	集水面積	貯水量	対象流入量	構造	
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	規格		集水面積	流出量	処理能力	構造	
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
	cm X cm	m ² /秒	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒		
汚濁水	規格		面積	貯水量	処理能力	構造	
沈砂池	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
沈殿池	規格		面積	貯水量	処理能力	構造	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
貯留施設への流水経路	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	
	m X m X m ()	m ³	m ²	m ³	m ³ /秒	掘込み・土堤	

		措置等の内容	
砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水処理施設	処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
		処理方法 処理能力	環流方式・その他 () m ³ /時間
	汚濁水処理用薬品	薬品名	kg/m ³ ; 薬品名
	外部への放流方法・量	放流方法	m ³ /秒
	流出止め水路	場内水路	流末水路
処理後の放流先	一級河川(国管理)・一級河川(県管理)・二級河川・その他の河川(砂防河川・水路・その他)	管 署	()
	放流への同意	同意済・同意見込み() ・同意不要(理由)	年 月 日見込み
	放流先流量	当初 m ³ /秒 放流量 m ³ /秒	開発後 m ³ /秒 計画(許容) 流下量 m ³ /秒
汚泥の処理方法	乾燥の方法	天日乾燥(堆積期間)	日) ・ 人工乾燥(堆積期間 日)
	堆積場所		
	堆積後の処理方法		
地下水、井戸等への影響を防止する方法	地下水脈を切断しないための把握	把握の方法	
	井戸への流入を防ぐ措置	対応策	流入防止の板の設置・その他 ()

注 この計画は、砂利の採取の進行により砂利採取場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により、汚濁水の流出が防げなくなると計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

添付書類
 1 砂利採取場の区域外への汚濁水の流出防止に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及びそれぞれの施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設を明らかにする資料
 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料
 3 知事が必要と認める書類

採 取 跡 地 埋 戻 計 画 面

		内 容			
埋戻し土砂等の数量	採取計画量	m ³			
埋戻し土砂等の種類	埋戻し土砂等確保数量	m ³ (埋戻し用) : m ³ 、透水層用 : m ³ 、表土用 : m ³			
	用途	数量	所有又は販売者	埋戻し土砂等の所在地	運搬経路
		m ³			
		m ³			
		m ³			
		m ³			
		m ³			
	埋戻し土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認	確認された内容	! 担当者氏名 :		
	確認年月日				
	確認機関名				
埋戻し工程	最深部まで掘削終了	年 月 年 月			
	地下水位線までの埋戻し	年 月 年 月	(地下水位面の深さ : 地表面から m)		
	透水溝開削・上部埋戻し	年 月 年 月			
	表土の埋戻し	年 月 年 月	(表土の深さ m)		
	埋戻し完了	年 月			
他の砂利採取場の埋戻し履行状況	認可番号	認可期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日			
	所在地				
	埋戻し状況	埋戻し完了 ・ 埋戻し未完了 (完了見込み 年 月 日)			
埋戻しの履行の確保のための保証措置	保証機関	中小企業等協同組合にに基づき設立された中小企業等協同組合 () 公益財団法人鳥取県建設技術センター ・ その他 ()			
	保証期間				
	保証内容				
農地に復元するに当たっての措置	申請地の作付状況	有 (頻度 年に 回) ・ 無			
	過去の湿害発生状況	透水層の設置 ・ その他の措置 ()			
	排水確保の措置	表 土 : 掘削前の表土 ・ 耕作に適した微砂 ・ その他 ()			
	埋戻し土砂等	地下水位線の上層 : 透水層 : 砂・碎石・その他 ()			
		地下水位線の下層 :			

- 注 1 計画に記載された内容の確認に当たっては、産業廃棄物関係法令等を所管する機関との連携を図ること。
 2 砂利の採取を行う農地があるときは、農地としての機能を維持するのに必要な非水確保の措置をとり、及び表土の深さを確保するよう計画すること。
- 添付書類
 1 保健所等の機関に確認を受けたことを証する書類及び当該機関に提出した資料
 2 埋戻し土砂場の所在が確保されていることを証する契約書等、埋戻し土砂等が現に存する場所が確認できる写真、図面等及び運搬経路がわかる図面
 3 砂利採取場及び保証内容を明らかにした図面及び埋戻しの履行状況を撮した写真、図面等
 4 保証機関及び保証元の復元の計画を表した図面並びに埋戻し土砂等の種類、表土の深さ、地下水位線の位置、透水層の設置状況がわかる平面図、縦断面図及び
 5 農地の復元の計画を表した図面並びに埋戻し土砂等の種類、表土の深さ、地下水位線の位置、透水層の設置状況がわかる平面図、縦断面図及び
 6 横断面図
 7 知事が必要と認める書類

様式第8号 (第8条関係)

砂 利 運 搬 計 画

内 容	
搬出主体	認可申請者 ・ 請負又は委託して搬出 (請負又は委託先) ・ 購入者
運搬方法等	運搬に用いる車両等 ダンプトラック (トン、台、トン、台)、その他 () 1日当たり車両等台数 (平均) ダンプトラック (台)、その他 (台) 国道又は県道までの搬出経路 別添のとおり 搬出先
水切りの方法等	水切りの方法 仮置き・水抜き装置で脱水 ・ その他 () 水切りの施設等 仮置き地 縦 m、横 m 水抜き装置 処理能力： その他 ()
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項	1 水が垂れないような措置をとる。 2 運搬する砂利が荷台から落ちないような積載方法とする。 3 運搬する砂利が飛び散らないような措置をとる。 4 周辺の環境に配慮して、なるべく騒音を出さないようにする。 5 周辺に農地があるときは、当該農地に係る農作業等に支障が出ないよう配慮する。 6 その他 ()

添付書類
1 施設等の設置場所等を明らかにした資料
2 知事が必要と認める書類